

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月8日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第64号

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年函館市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（虐待等の禁止）

第4条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第15条第1項中「から第13条まで」を「、第13条」に改め、同項の表中

第11条	または入所	または入園	を
第12条	入所中の児童	園児	
	当該児童	当該園児	

第11条	または入所	または入園	に
------	-------	-------	---

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。